

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(子ども家庭課) 四九三<sub>ページ</sub>

### 教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(特別支援教育課) 四九三

### 告示

平成二十二年自衛官候補生の募集  
保安林に指定する予定である旨の通知  
都市計画の変更

(危機管理課) 四九四  
(治山課) 四九五  
(都市政策課) 四九五

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
開発行為の工事の完了

(環境生活政策課) 四九六  
(建築指導課) 四九七

## 規則

岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十三号

岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則(平成十八年岐阜県規則第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中、「幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は認可外保育施設型認定こども園にあつては」を「認定こども園は」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第四条第二項の規定は、平成二十二年六月一日から適用する。

## 教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月二十三日

岐阜県教育委員会  
委員長 月村 時子

岐阜県教育委員会規則第八号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県立恵那特別支援学校の部の次に次のように加える。

岐阜県立可茂特別支援学校	小学部		知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育
	中学部		
	高等部	全日制の課程	普通科

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十二年自衛官候補生の募集期間、応募資格、採用試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり告示する。

平成二十二年七月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 採用試験名称

- 1 平成二十二年自衛官候補生男子採用試験
- 2 平成二十二年自衛官候補生女子採用試験

二 募集期間

- 1 平成二十二年自衛官候補生男子採用試験  
平成二十二年八月一日（日）から同年九月十七日（金）まで
- 2 平成二十二年自衛官候補生女子採用試験

三 応募資格

- 平成二十二年八月一日（日）から同年九月十日（金）まで
- 1 採用予定月の一日現在、十八歳以上二十七歳未満の者
- 2 日本国籍を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に定める欠格事項に該当しないもの

四 採用試験期日、試験場の位置及び名称

採用試験日	採用試験対象者区分	試験場の名称	試験場の位置
九月十八日 （土）	男子	可茂試験会場	可茂総合庁舎五階（大会議室） 美濃加茂市古井町下古井大脇二六一〇
	女子	岐阜試験会場	地域交流センターときわ二階（会議室） 瑞浪市寺河戸町一三三二
九月二十六日 （日）	男子	高山試験会場	高山市役所三階（行政委員会室） 高山市花岡町二一八
	女子	岐阜試験会場	航空自衛隊岐阜基地 各務原市那加官有無番地

五 採用時期

平成二十三年三月下旬から四月上旬

六 志願受付場所

- 1 各市町村自衛官募集窓口
- 2 自衛隊岐阜地方協力本部志願受付窓口

名称	住所	連絡先
自衛隊岐阜地方協力本部 本部募集課	岐阜市長良福光二六七五 三	〇五八 一三三 三二二七
自衛隊岐阜地方協力本部 岐阜募集案内所	岐阜市神田町六 一一一	〇五八 二六二 一八二八
自衛隊岐阜地方協力本部 大垣地域事務所	大垣市林町五 一八光和 ビル二階	〇五八 七三 一一五〇

自衛隊岐阜地方協力本部 美濃加茂地域事務所	美濃加茂市古井町下古井 大脇二六一〇 一可茂総 合庁舎四階	〇五七四 二五 七四九五
自衛隊岐阜地方協力本部 恵那地域事務所	恵那市大井町六九九 四	〇五七三 二六 四三二〇
自衛隊岐阜地方協力本部 高山出張所	高山市花岡町二 五八 二高山ビル二階	〇五七七 三三一 三〇二八
自衛隊岐阜地方協力本部 郡上地域事務所	郡上市八幡町新町九四七	〇五七五 六七 一一七二

岐阜県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
下呂市萩原町跡津字河戸洞一五〇七、一五〇九の一、一五二〇から一五二〇まで、  
一五二二
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
下呂市萩原町跡津字島尻一三四、字城洞一五九六から一五九八まで、一五九九の一、  
一六〇〇、一六〇一、一六〇三、一六〇四、一六二二の二、一六二二の六から一六二  
一の九まで、一六〇二（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日

公 示

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
羽島都市計画道路  
三・四・十三号 上中岐阜線
- 二 都市計画を定める土地の区域  
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び羽島市建設部都市計画課

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スポーツ・エボリューション
- 三 代表者の氏名 梅田 幸一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市黒野四八七番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、小中高大学生及び社会人に対して、野球の普及、啓蒙等に関する事業を中心に行い、種々スポーツの振興を図ると共に健全な心身の育成を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東海耐震マイスター倶楽部
- 三 代表者の氏名 酒井 孝
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大倉町二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、「住まいは、家族の生活と命を守るものでなければならぬ」という使命感に基づき、広く一般ユーザーに、地震の危険性や被害について啓蒙活動を行うとともに、新築住宅の耐震化はもとより、耐震診断や耐震改修を通して既設住宅の耐震化に取組む。また同時に、環境の観点から、耐震化、断熱化等により既設住宅を長期使用に耐える住宅として再生し、環境にやさしい家づくり、街づくりに寄与する。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人竹文化ぎふ
- 三 代表者の氏名 松本 政信
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市白菊町一丁目四二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、「竹林整備から竹の有効活用へ」をコンセプトに、竹資源をより積極的に活用する。「放置竹林」を伐採管理し、竹林整備後の竹を焼却処分とせず、その竹を有効に再利用する。その活動により、日本の原風景でもある美しい竹林が生まれ、また管理された竹林の

CO<sub>2</sub>削減と地球温暖化を抑制することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 AUKIN FARM
- 三 代表者の氏名 加賀 達士
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市樽上町一丁目一番地
- 五 定款に記載された目的 次の目的をもって事業を行うものとする。

この法人は、消費者に対して、安心安全な食料を供給するために、農薬や化学肥料を使わない自然循環農法の研究・実践に関する事業をおこない、水源地の農地から水質を浄化し、生物多様性のある美しい環境を取り戻し、尚且つ収益性の高い魅力的な農業を探索する。また、若者や障害者に対して、自然循環農法による農業指導事業を行い、中山間地の耕作放棄地の解消、就農機会の拡大を支援する事業を通して、環境保護と生活基盤の確立の両立に寄与することを目的とする。また自然循環農法のサイクルの一部である、堆肥作りのために飼育する木曾馬を使って、ホースセラピー活動に関する事業も推進し、馬との触れ合いにより人々の心の健康増進、子どもの健

全育成にも寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 飛驒・木の国匠学園
- 三 代表者の氏名 北村 斉
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市千島町九〇番地一 飛驒・世界生活文化センター コミュニティサロン内
- 五 定款に記載された目的 この法人は、木の文化・ものづくりに関わる人材を育成する新たな取り組みを考え、それらを飛驒地域の資源の中で、実践・実証する事業を行い、人づくりを通して地域ブランド向上並びに地域の活性化に寄与することを目的とします。

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

<p>開発許可（変更許可）番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐建築第二二番一及び一三六〇番一</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>羽島市江吉良町字牧野郷中一三五九</p>	<p>公共施設の種類の</p> <p>道路</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p> <p>開発登録簿による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>愛知県一宮市平島一丁目九番一六号 サニート平島一〇一</p>
---	---	---------------------------	------------------------------------	---

<p>平成二二・四・二六</p>	<p>同岐建築第二二号の九 同二一・八・一九 同岐建築第二八号 同二二・五・二五</p>	<p>瑞穂市祖父江字伯母塚西二六六番一外一〇筆</p>	<p>道路、緑地、水路</p>	<p>同</p>	<p>瑞穂市別府二二八八番地 瑞穂市長 堀 孝 正</p>
<p>同岐建築第二七号の二 同二二・二・一五 同岐建築第二八号の 四 同二二・六・二二</p>	<p>本巢市小柿字下起一一三番一外五一筆</p>	<p>緑地、水路、消防の用に供する貯水施設</p>	<p>同</p>	<p>愛知県名古屋市長高社二丁目一三〇番地 株式会社ギガス 代表取締役社長 佐 藤 健 司</p>	
<p>同建築第五七号の二 同二一・二・一三 同東建築第五九号の 四 同二一・一・三一 同東建築第五四号の 三 同二一・八・七</p>	<p>土岐市土岐ヶ丘二丁目二番の一部</p>	<p>消防の用に供する貯水施設</p>	<p>同</p>	<p>東京都千代田区丸の内三丁目二番三号 チエルシージャパン株式会社 代表取締役社長 吉 村 俊 秀</p>	

平成二十二年七月二十三日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ビー・アール・テクノセンター